

登校許可証明書

H24.4改正

千葉県立若松高等学校

学年・組 年 組

氏 名

下記の疾患で 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 療養中のところ、現在軽快し、他への感染のおそれはないと思われるため、平成 年 月 日から登校してよいことを証明する。

記

「登校許可証明書」について、学校保健安全法に基づき、学校において予防すべき感染症は、医師の診断により出席停止になります。学校保健安全法施行規則に感染症の種類や出席停止期間の基準が定められています。そのため、登校する際、医師の許可が必要となります。医療機関にて「登校許可証明書」を受け、登校時にクラス担任に提出してください。

該当欄に○	疾患名(「疑い」含む)	出席停止期間の基準※以下の基準に基づき、医師が判断する
	麻 し ん(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百 日 咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 し ん	発疹が消失するまで
	水 痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	結 核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症(	

※学校生活での注意事項等

(

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印